

障害児(者)施設等の整備、財産処分、危機管理マニュアル、障害者施設等新入職員交流会等について

埼玉県福祉部障害者支援課（施設整備・法人指導担当）

1 令和8年度施設整備方針及び協議手続き

(1) 令和8年度整備方針

- ア 公表時期 当課ホームページに掲載（4月上旬を予定）（トップページ→健康・福祉→障害者（児）施設→障害者福祉施設向け情報→施設整備費補助）
- イ 整備方針のポイント 令和3年度以降の国当初予算の規模、及び国が示す国庫協議に係る留意事項を踏まえ、
昨年度と同様に優先的に整備する案件、国への協議に関する方針等を定める予定

○国庫補助予算額と埼玉県協議案件の採択状況

【当初予算】

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 億円
国当初予算額	174 億円	48 億円	45 億円	45 億円	45 億円	50 億円
埼玉県採択金額（国負担分）	809,113 千円	238,340 千円	202,913 千円	251,733 千円	204,933 千円	
埼玉県採択案件	55 件	1 件	1 件	1 件	1 件	

【補正予算】 ※コロナ対策（個室化等 R3 補正で終了）・国土強靱化対策（非常用自家発・旧耐震の整備等現行の対策は R6 補正で終了）は別途実施

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
国予算額	(82 億円の内数)	なし	14 億円	26 億円	31 億円
埼玉県採択金額（国負担分）	278,499 千円		193,200 千円	106,715 千円	226,346 千円
埼玉県採択案件	5 件		1 件	2 件	2 件

(2) 施設整備補助金の協議手続き

- ア 協議の手引き 当課ホームページに掲載（4月上旬改正予定）（トップページ→健康・福祉→障害者（児）施設→障害者福祉施設向け情報→施設整備費補助）
- イ 県の協議窓口

協議窓口	協議案件
県福祉事務所	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（グループホームを除く）、障害児入所施設、児童発達支援センター
県障害者支援課	グループホーム、障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）

さいたま市、川越市(※)、越谷市(※)、川口市(※)は、各市が窓口です。 ※：障害児入所施設、児童発達支援センターは県福祉事務所が窓口

ウ 協議書の提出期限

令和7年7月31日（木）【厳守（完成した協議書の状態で）】

(3) 改修・移転創設に向けた計画的な準備について

2 重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進

(1) 空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業（県単独予算：24,000千円）

入所施設等から地域生活への移行のため、空き家を利活用して、重度障害者が入居できるグループホームに改修整備するための補助事業

ア 補助上限額（補助率 県3/4 法人1/4）

- ・スプリンクラー設備工事を行う場合 8,000千円
- ・スプリンクラー設備設置工事を行わない場合 6,000千円

イ 補助対象法人 障害者支援施設、生活介護又は共同生活援助を行う事業所を運営している法人であること。

この他、重度障害者の支援実績等の要件や、整備後に重度障害者の入居を担保するための規定があります。

(2) 埼玉県障害者グループホーム職員研修（世話人、生活支援員向け）

(実施予定)・基礎研修 ※研修受講者が、当該研修の内容に基づき当該年度内にグループホーム職員に対し研修を行うことで、「事業所職員に対し年1回以上実施する必要がある「虐待の防止のための研修」(指定基準第40条の2)とすることも可能。

・スキルアップ研修

(3) 彩の国重度障害者支援・あんしん宣言グループホーム

ホームページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/anshinsengen-grouphome.html>

登録申請期間：毎年度6月1日から6月30日まで

登録期間：3年間

3 補助金を受けて整備された施設・設備の財産処分について

補助金等の交付を受けて整備された施設や設備については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、本県の「補助金等の交付手続等に関する規則」、各事業の補助金交付要綱等の適用を受け、補助金交付後も適正な管理が必要となります。(参考：別添1)

○定められた処分制限期間内の財産処分は、知事及び厚生労働大臣の承認及び必要に応じて国庫等に納付(補助金の返還)が必要になります。

○財産を処分する予定の日より3か月以上前を目安に、御相談ください。

※現在(R7.3)、国における承認手続きが1年程度要しているため、財産処分の可能性が生じましたら速やかに御相談ください。

御相談先：当該整備案件の窓口であった障害者支援課(施設整備・法人指導担当)又は福祉事務所(施設整備担当)

(処分制限期間) 一例

種類	構造・用途等		処分制限期間
建物	鉄筋コンクリート造	通所事業所	50年
		入所施設、グループホーム	47年
	木造	通所事業所	24年
		入所施設、グループホーム	22年
建物附属設備	冷暖房設備		13年、15年
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8年

(財産処分の種類) 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること

(納付額の計算) 主な計算式 納付額＝補助額×(※残存年数／処分制限期間)

※残存年数＝処分制限期間－経過年数

4 危機管理マニュアル・事故報告等

- (1) 危機管理マニュアル 当課HPに掲載：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/tyuuikanki/index.html>
- (2) 事故報告等
 - ・速報、続報、再発防止報告書
 - ・入所児(者)死亡届
 - ・5類感染症等感染報告

5 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施（水防法及び土砂災害防止法による義務付け）

- (1) 対象施設 要配慮者利用施設（洪水による浸水想定区域内や土砂災害警戒区域にある社会福祉施設のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設）
- (2) 要配慮者利用施設の各法に基づく義務
 - ・避難確保計画の作成
 - ・市町村の防災担当課への報告（避難確保計画を作成・変更したとき）
 - ・避難訓練の実施

※対象施設で避難確保計画を未だ作成していない事業所は、速やかに避難確保計画を作成し市町村の防災担当課へ報告してください。併せて、同計画に基づき、定期的に避難訓練を実施してください。

6 令和7年度障害者施設等新入職員交流会

県内の障害児者施設等に新たに採用された新入職員の定着を図るため、異なる施設で働く職員同士が横のつながりを持てるよう交流会を開催します。ボッチャの体験・大会や、参加者同士が身近なテーマでグループトークすることを通じて、親睦を深めます。

4月上旬～中旬に参加の御案内を通知いたします。参加に御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 実施日時・場所

令和7年6月11日（水） 13時～16時40分（予定）
彩の国すこやかプラザ セミナーホール（JR与野駅から徒歩10分）

(2) 参加対象職員

県内の障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等に
令和6年5月以降に採用された職員・定員100名

(3) 企画

- ・ボッチャ体験・大会
- ・グループトーク
- ・利用者からの言葉
- ・主催者（知事）等挨拶

◇◆◇ R6参加者の感想（アンケート回答を抜粋） ◇◇◇

- ・今後に繋がるご縁にも恵まれ、情報交換等も出来たのでとてもいい交流会でした。
- ・同期がないので、新人同士で話が出来てとても充実した時間になりました。
- ・非常に楽しい交流会でした。また、福祉の仕事をする中での良かったことや悩みなどを共有できたことが嬉しかったです。
- ・ボッチャがとても楽しかったです。利用者さんへ落とし込めるイベントのヒントが得られる機会があまりないため、とても充実しました。

財産処分手続の概要（2）

地方公共団体以外の場合

- 国庫補助により取得した財産を処分（転用、譲渡や取壊しなど）する場合は、あらかじめ補助を交付した都県知事または市区町村長の承認を受ける必要[※]があります。
※処分制限期間を経過した財産を除く。承認する都県知事または市区町村長は関東信越厚生局長の承認を受ける必要がある。

1. 報告手続により、承認があったものとして取り扱う財産処分。国庫納付も不要

- 災害等により使用できなくなった施設等または立地上危険な状態等にある施設等の取壊し

2. 承認申請手続により、承認を受ける必要がある財産処分

■ 上記1.以外の財産処分

- ■ 有償譲渡・有償貸付の場合や財産処分承認基準に規定する要件[※]を満たさない場合
※例）老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し

- ■ 承認の際に、再処分の条件が付されたり、また国庫納付が条件となる場合がある。

国庫納付額

(1) 有償譲渡・有償貸付の場合で一定の条件を満たす場合

$$\text{譲渡・貸付額}^{\ast 1} \times (\text{国庫補助額} / \text{総事業費}) = \text{国庫納付額}^{\ast 2}$$

※1 譲渡・貸付額が評価額に比して著しく低価な場合には評価額で算出する。

※2 (2)が上限額

(2) 上記(1)以外

$$\text{国庫補助額} \times (\text{残存年数}^{\ast 3} \text{または貸付年数} / \text{処分制限期間}) = \text{国庫納付額}$$

※3 処分制限期間 - 経過年数（事業を実施した年数）

- 承認後、財産処分が完了した際は、完了報告の提出も必要

※詳細は、別掲の「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」等をご参照ください。 . . . 添付省略

財産処分手続の流れ

○ 財産処分手続の流れ

1. 報告手続

右図①②

2. 承認申請手続

2._1 国庫納付無し

右図①～⑦

2._2 国庫納付有り

右図①～⑨

※ 抵当権の設定について
 抵当権設定の財産処分は、抵当権設定時に
 右図①～⑦、抵当権を実行に移された場合
 は別途報告のうえ⑧⑨が必要となる。

